

平成17年10月から

# 介護保険施設などの利用料が変わります。

(単位：万円)

対象者	区分	居住費 (居住の種類により異なる)				食費
		多床室 (相部屋) 場合	従来型 個室の 場合※	ユニット 型個室 の場合	ユニット 型個室 の場合	
生活保護受給者  世帯全員が市町村税非課税者	利用者負担 第1段階	0	①1.0 ②1.5	1.5	2.5	+ 1.0
	利用者負担 第2段階	1.0	①1.3 ②1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第2 段階以外の方 (課税年金収入 が80万円超266 万円未満の方など)	1.0	①2.5 ②4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担 第4段階	1.0	①3.5 ②5.0	5.0	6.0	+ 4.2

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保険施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

- 実際の負担額は、日額で設定されます(ショートステイも同じ)。
- 利用者の負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によって、日常生活費、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。



介護保険サービスにおいて「居住費」や「食費」は、介護保険の給付対象外に

## 制度改正の 主なポイント

●今回の見直しで保険給付の対象外となり、在宅の場合と同じように、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

象から外れるのは、次の費用です。  
①介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)における「居住費」及び「食費」  
②ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における「滞在費」及び「食費」  
③デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)

2. 所得の低い方は居住費・食費の負担が低く抑えられています

所得の低い方には負担の限度額を設定し、施設には補足給付(Ⅱ特定入所者介護サービス費)を支給。  
●居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によるものが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用(Ⅱ基準費用額)と負担限度額との差異を保険給付で補う仕組み(Ⅱ補足給付)を新たに設けます。

シヨーン)における「食費」